

南知多町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第5条第1項の規定
による地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8年 3月25日

南知多町長 石 黒 和 彦

南知多町規則第 13 号

南知多町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第 5 条第 1 項の規定による地域手当に関する規則の一部を改正する規則

南知多町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第 5 条第 1 項の規定による地域手当に関する規則（令和 7 年南知多町規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

本則中「100分の 4」を「100分の 7」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。